

# 豊島区財政のあらまし

財政状況の公表は、「地方自治法」と「東京都豊島区財政状況の公表に関する条例」に基づいて、毎年2回（6月と12月）行なうものです。区では、区民の皆さんに納めていた特例区税のほか、特例区交付金や国・都支出金、特例区債等の財源を使って、区民福祉の向上のため、いろいろな事業を行っています。

今回は、55年度予算の執行状況（56年3月31日現在）と、56年度予算の概要を中心にお知らせします。



7月1日に開館する白図書館

## 収入・支出のあらまし

### 歳入

55年度一般会計の歳入は、3月

末現在、約三百六十五億円で、予

算額に対し、88.1パーセントの

収入率です。（出納閉鎖の5月末ま

でには、さらに歳入は増えます。

54年度では、3月末90.2パーセ

ントが5月末には97.6パーセン

トになっています）

歳入総額では、前年同期に比べ

伸びています。

特別区税は、歳入総額の約37パ

ーントを占め、前年同期に比べ

14パーセント（約十七億円）伸び

ています。

特別区交付金は、都区財政調整

制度に基づく歳入ですが、歳入総

額の25パーセントを占め、前年同

期に比べて大きいのは、民

生費で、全体の41パーセントを占

めています。

歳出は、3月末現在、約三百七

十一億円で、予算額に対し、89.6

パーセントの執行率です。（出

納閉鎖までに、歳出は増えます。

54年度は、3月末87.0パーセン

トが5月末には92.9パーセン

トになっています）

歳出総額では、前年同期に比べ

15パーセント（約五十億円）の伸び

となっています。

次に、総務費は、全体の13パーセントで、前年に比べ5パーセント（約二億円）の伸びです。

公債費は、全体の3.6パーセント

を占め、前年同期に比べ32パーセ

ント（約三億円）の増加となっています。

が目立っています。

衛生費は10パーセント（約二億円）の伸び、土木費は3.5パーセント（約一億円）の伸びです。

教育費の中では、私立幼稚園児の保護者への補助等の幼児教育振興経費

が目立っています。

### 主な事業の執行状況

（金額は執行額です）

#### △総務費

▽基本構想の策定（審議会開催、区民の意見公募、調査委託等）

一千五百九十八万円

▽記録映画の製作（わたしたちの街 豊島区）八百八十四万円

▽心身障害者のための施設改善（高麗清流園のトイレ、渡り廊下）一千七百五十六万円

▽池袋授産場の管理運営（55年3月に都から移管）一千九百四十九万円

▽無年金者救済対策（特例納付する国民年金保険料の一部を貸付

け）一千八百十八万円

# 昭和55年度予算の執行状況

昭和56年3月31日現在

▽老人いこい室（2館）の建設（西巣鴨2丁目、駒込2丁目。西巣鴨2丁目の老人いこい室は56年度に工事）一千六百四十一万円

度に繰越し）一億五千九百九十四万円

▽心身障害者福祉センター・福祉作業所の建設（55年度は設計、56年度に工事）一千三百三十九万円

セント（約十九億円）伸びています。この中でも、特に、生活保護費等の生活困窮者対策経費、老人育所の管理運営経費などが大きな部分を占めています。

民生費に次いで大きいのは、教育費で、全体の16パーセントで

医療費助成経費、私立保育所等への保育委託及び助成経費、区立保育所の管理運営経費などが大きな部分を占めています。

▽成人病対策（消化器、循環器、子宮がん、肺がんの検査）

一億五百九十四万円

▽衛生費▽

▽休日診療三千四百十一万円

七千三百三十三万円

▽産業経済費▽

▽地域防災センター（17か所）の整備（小・中学校29校を地域防災活動の拠点として整備する計画付け）八億一千七百四十九万円

▽環境費▽

▽中小商工業融資（区内金融機関に原資を預託し、その5倍まで貸付け）八億一千七百四十九万円

▽放置自転車対策（自転車置場7か所の整理、放置自転車に対する巡回指導、東長崎北口第二自転車置場等）六百七十九万円

▽土木費▽

▽小型貯水槽（30基）の建設一千九百四十六万円

▽橋梁整備（江戸橋耐震工事、堀ノ内人道橋架替設計委託、西巣鴨橋階段改良工事）三千百十三万円

▽公園（2か所）の造成（西池袋八百十二万円

▽児童遊園の新設、整備（東池袋5丁目、池袋4丁目）一千七百四十万円

▽児童遊園の新設、整備（池袋第五小学校）五千十万元

▽校外教授保護者負担軽減（林間学校、移動教室の宿泊費等）四千七百六十万円

▽難聴・言語障害学級新設（池袋第三小、千早小、富士見台小、道中、大塚中）三億九千四百三十五万円

▽長崎6丁目地区児童館用地の買取（南長崎3丁目、高田2丁目）一億九千七十六万円

▽児童遊園用地（2か所）の買取（南長崎3丁目）三億一千三百三十一万円

▽勤労福祉会館用地の買取（西池袋2丁目）三億一千三百三十一万円

▽学校環境整備（区立小中学校の施設、設備の新設、修理及び維持工事）五億二千一百三十一万円

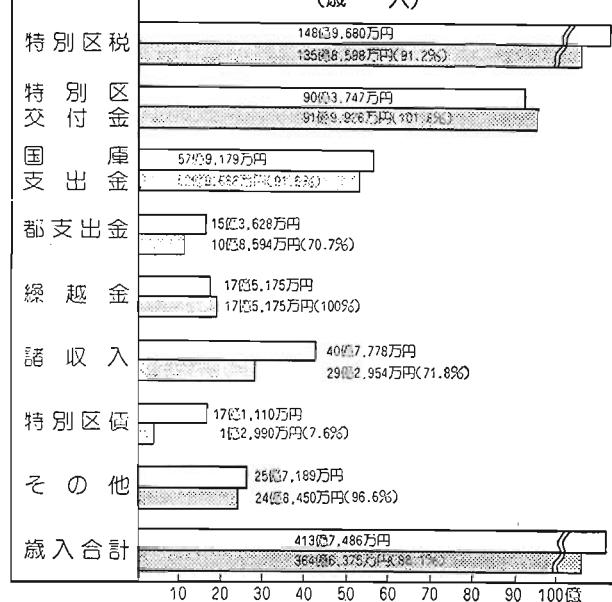
▽諸支出金▽

▽児童遊園（5か所）の改築（上段：予算額 下段：執行額（）内は執行率）

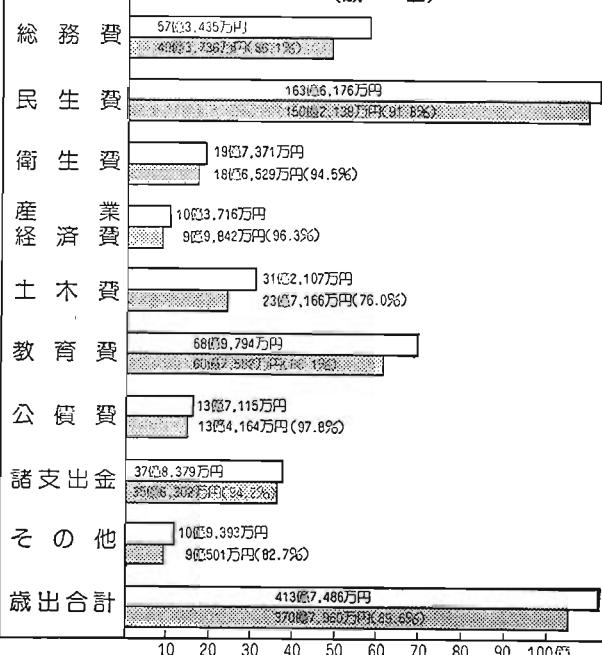
### ○一般会計収入・支出の状況

（上段：予算額 下段：執行額（）内は執行率）

（歳入）



（歳出）





### 計画事業の達成度

地域における区民相互の交流の場と機会の増大をはかることによって、区民の連帯意識を高め、望ましいコミュニティづくりを推進するため、区は、昭和47年に定めました豊島区再開発基本計画に基づきまして、計画的に施設の整備を行っております。

昭和55年度末の現況は次のとおりです。

施設	目標	昭和55年度 現在	達成率
老人いこい室	15か所	13か所	86.7%
心身障害者施設	3 "	2 "	66.7%
保育所	36 "	32 "	88.9%
児童館	29 "	14 "	48.3%
児童遊園	98 "	87 "	88.8%
公園	120,626m <sup>2</sup>	72,788m <sup>2</sup>	60.3%
区民集会室	40か所	(17) 30か所	75.0%
図書館	10 "	5 "	50.0%
社会教育会館	10 "	4 "	40.0%
体育館	7 "	2 "	28.6%
運動場	5 "	2 "	40.0%

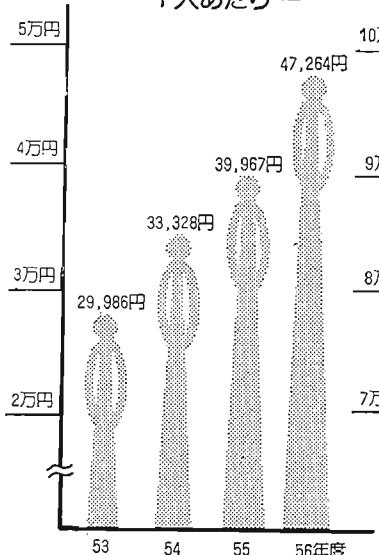
注) ①( )は区民集会室以外の施設で多目的に利用している施設数です。

②昭和55年度末現在には近く開設を予定しているものを含みます。

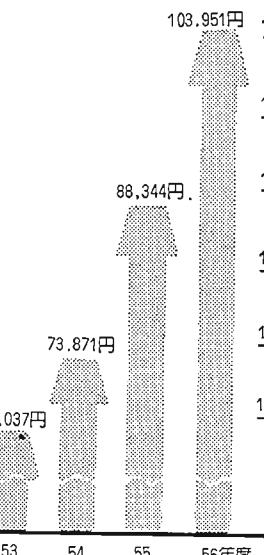
# 昭和56年度

### ◆区民税の負担状況

#### — 1人あたり —



#### — 1世帯あたり —



### ◆1人あたりの予算額

154,514円

132,969円

118,480円

107,575円

(昭和56年1月1日現在の住民基本台帳による世帯数と人口により算出)

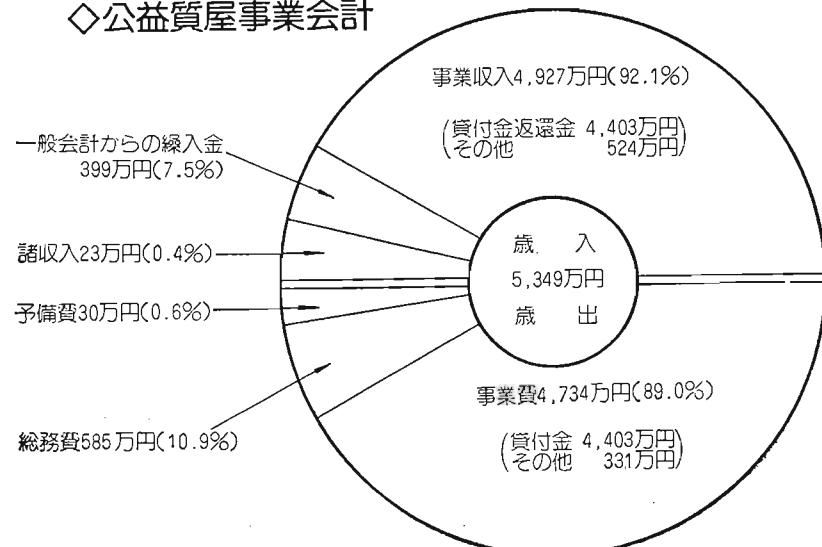
### ◆予算1,000円の使いみち

#### 予算1,000円はこのように使われています

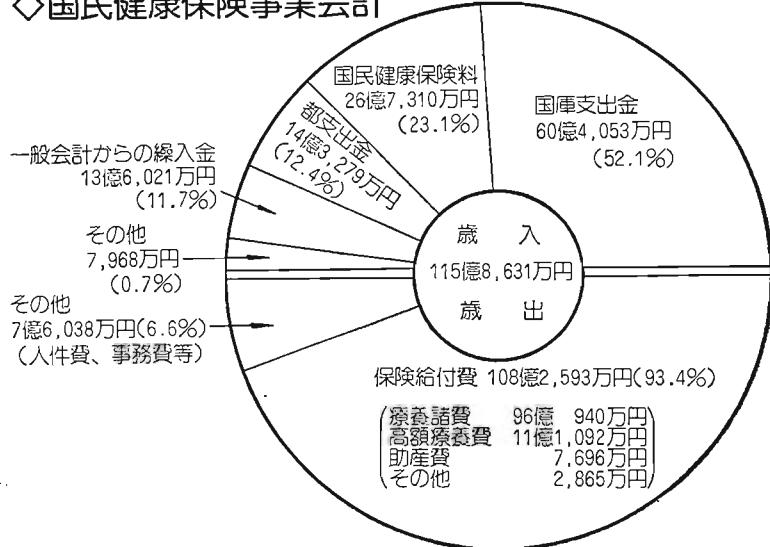
幼稚園、小学校、中学校運営に (小中学校先生の給与は含まず)	121円	幼児教育振興、基本構想の策定広報の発行、出張所の運営、庁舎の維持管理に	115円	児童館、保育園の運営に	128円	老人福祉(ことぶきの家の運営など)心身障害者福祉(千川ごどもの家、さくらの家の運営など)に	154円	道路舗装改修、街路灯管理、道路監察に	56円	社会教育(図書館・青年館の運営など)、体育振興に	34円	生活保護世帯の援助に	110円	乳幼児の健診、成人病対策、結核対策、保健所の運営に	51円	特別区債の元金・利子の支払いに	33円	財政調整基金の積立に	11円
区議会の運営に	13円	公園、児童遊園維持管理、公衆便所の管理に	14円	防災対策・公害対策・街路美化に	13円	戸籍事務、住民登録事務などに	81円	違反建築取締、建築指導に	8円	区民センター・公会堂・区民保養所の運営に	11円	産業経済の振興に	28円	各種統計調査、選挙、監査事務に	5円	税を集めるのに	13円	予備費として	1円

### ○昭和56年度特別会計予算 - 同時補正を含む -

#### ◆公益質屋事業会計



#### ◆国民健康保険事業会計



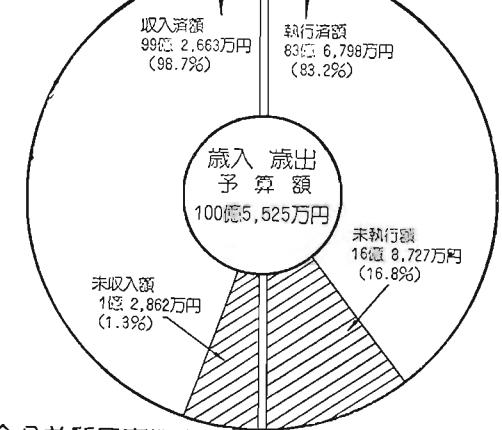
## 豊島区財政のあらまし

## 昭和55年度特別会計

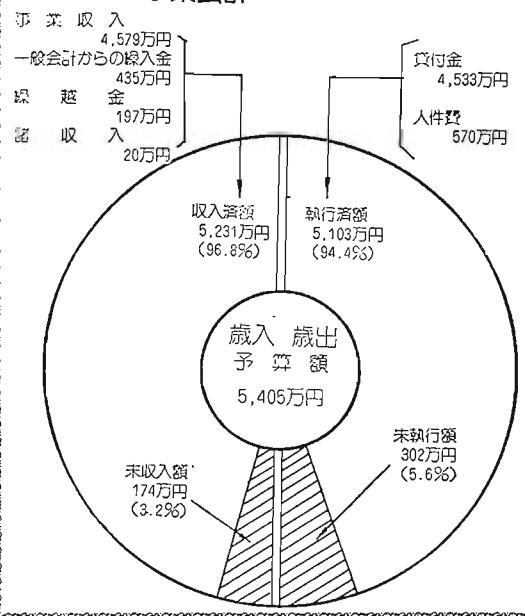
(56.3.31現在)

## ◇国民健康保険事業会計

国民健康保険料 21億 8,045万円	保険給付費 80億 89万円
国庫支出金 53億 3,088万円	人件費・事務費 3億 5,093万円
都支出金 17億 5,002万円	その他 1,616万円
その他 6億 6,520万円	



## ◇公益賃貸事業会計



保育所、老人いこい室、児童館等厚生施設建設事業や、校舎、図書館、道路改良、公園建設事業など大規模な施設を建設するには、一時的多額の財源を必要とします。その財源補充のため、区が発行する債権を、特別区債といいます。特別区債は、財源の年度間の調整と、区債により建設される施設の経費を将来の利用者にも負担を求めるという、負担の公平化の考え方によるものです。

昭和55年度末の特別区債現在高は次のとおりです。

この制度は、地方交付税制度と非常に似た制度であり、特別区の財政上重要な役割を果しており、同時に、特別区財政制度の特殊性を示すものであります。特別区は、原則として市としての事務を処理することとされていますが、ゴミ処理、

都区財政調整制度の機能の一つとして、都と特別区の間の財源配分があります。特別区は、原則として市としての事務を処理するこ

## 特別区債の状況

(昭和56年3月末特別区債現在高)

発行目的	件数	現在高	借入先内訳			
			政府	東京都	公庫	銀行
出張所建設	1	4,300万円	—	4,300万円	—	—
保育所・児童館・老人いこい室・心障者施設の建設	21	26億 2,095万円	7億 3,682万円	1,300万円	—	18億 7,113万円
保健所建設	1	6,220万円	6,220万円	—	—	—
貯水槽・備蓄倉庫建設	2	4,648万円	—	4,648万円	—	—
道路舗装改良・公園建設	11	26億 125万円	—	—	1億 5,600万円	24億 4,525万円
校舎建設・社会教育施設建設・学校用地買収	21	29億 9,134万円	3億 2,589万円	—	—	26億 6,545万円
計	57	83億 6,522万円	11億 2,491万円	1億 248万円	1億 5,600万円	69億 8,183万円

特別区(23区)の区域においては、一般的市町村が行うこととされている事務を、都と特別区が分担して処理するという特別な大都市制度が採られています。このため、特別区の財政制度も一般的市町村と異なる特例的な扱いがされており、一般市町村が課している税のうち、市町村民税(法人分)、固定資産税、特別土地保有税等は、都で課税し、特別区は課税できないことになっています。

このように、他の市町村と異なる制度の下で、特別区がそれぞれ均等のされた一定水準の行政を行つたために、都と特別区及び特別区相互の財源を調整していくために、都と特別区及び特別区財政調整制度が設けられています。

この制度は、地方交付税制度と非常に似た制度であり、特別区の財政上重要な役割を果しており、同時に、特別区財政制度の特殊性を示すものであります。特別区は、原則として市としての事務を処理するこ

れで、それを独立した基礎的な自治体として位置づけられており、その各特別区の行政水準が均衡のとれたものであることが望れます。しかし、現実には、財政力や行政需要に大きな差があります。そこで、前に述べました調整三税(昭和56年度収入見込額の44パーセント約二千八百九十九億円)を23特別区でどう配分するかということです。この配分の方法として、地方交付税制度に準じて特別区で課税している区税、自動車取得税、付金や地方譲与税を各区ごとに一定の方式で算定した額(基準財政収入額といいます)と、それぞれの区ごとに一定の水準の仕事をするためどれだけの経費が必要となるかを算定した額(基準財政需要額といいます)を比較し、基準財政収入額の方が多ければ、その差を納付し、基準財政需要額の方が多ければ、その差を普通交付金として交付される仕組みになっております。

このように仕事に必要な財源が不足する区には、その必要な財源を保障するなどにより、23区それぞれの財政力の格差を均等化しようとするとあります。また、それは特別区の自主性をそこなわない方法が必要であり、その意味で、区税及び自動車取得税交付金の15パーセント相当額は基準財政収入額に算入しないとか、前記の10パーセント相当額は人口配分などにより、区の自主的な財源とされています。

## 都区財政調整制度とは

消防、上・下水道などの事務は、現在、都で仕事をしています。一方、特別区は、先に申し上げたように、課税できる税目の種類も一般市町村に比べて制限されてします。この制限されている税目のうち、市町村民税(法人分)、固定資産税、特別土地保有税(これを調整三税といい、昭和56年度収入見込額約六千五百八十九億円)の財源を、市の事務を分担している都と特別区で、どのような割合で分配するかということであり、現在はこの三つの税の56パーセントが都に、44パーセントが特別区の仕事の財源として配分されることになっています。

都区財政調整制度のもう一つの機能として、特別区相互間の財源調整があります。各特別区は、それぞれ独立した基礎的な自治体として位置づけられており、その各特別区の行政水準が均衡のとれたものであることが望れます。しかし、現実には、財政力や行政需要に大きな差があります。そこで、前に述べました調整三税(昭和56年度収入見込額の44パーセント約二千八百九十九億円)を23特別区でどう配分するかということです。この配分の方法として、地方交付税制度に準じて特別区で課税している区税、自動車取得税、付金や地方譲与税を各区ごとに一定の方式で算定した額(基準財政収入額といいます)と、それぞれの区ごとに一定の水準の仕事をするためどれだけの経費が必要となるかを算定した額(基準財政需要額といいます)を比較し、基準財政収入額の方が多ければ、その差を普通交付金として交付される仕組みになっております。

このように仕事に必要な財源が



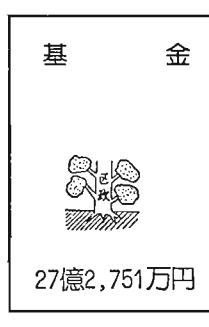
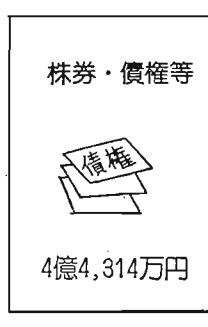
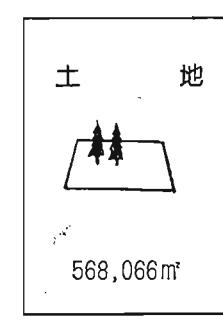
## 一時借入金

財政運営上、一時的に収入と支出が不均衡となり、支払資金に不足を生じることがあります。この場合、年度内に返済することを条件に、銀行などから短期的に現金を借り入れて財政運営をします。これを「一時借入金」といいます。

55年度上、下半期の一時借入金は、ありませんでした。

## 財政調整基金

年度間の財源の調整を行うことにより、財政の健全な運営を図るために、財政調整基金の積立をしています。



## 区有財産の状況

区がいろいろな仕事を行うために使用する財産や、区民の皆さんのが利用に供される財産は、次のとおりです。

立額は、二十六億九千九百二万円になります。  
積立額のうち七千九百三万円は基金運用収益です。

消防、上・下水道などの事務は、現在、都で仕事をしています。一方、特別区は、先に申し上げたように、課税できる税目の種類も一般市町村に比べて制限されてします。この制限されている税目のうち、市町村民税(法人分)、固定資産税、特別土地保有税(これを調整三税といい、昭和56年度収入見込額約六千五百八十九億円)の財源を、市の事務を分担している都と特別区で、どのような割合で分配するかということであり、現在はこの三つの税の56パーセントが都に、44パーセントが特別区の仕事の財源として配分されることになっています。

都区財政調整制度のもう一つの機能として、特別区相互間の財源調整があります。各特別区は、それぞれ独立した基礎的な自治体として位置づけられており、その各特別区の行政水準が均衡のとれたものであることが望れます。しかし、現実には、財政力や行政需要に大きな差があります。そこで、前に述べました調整三税(昭和56年度収入見込額の44パーセント約二千八百九十九億円)を23特別区でどう配分するかということです。この配分の方法として、地方交付税制度に準じて特別区で課税している区税、自動車取得税、付金や地方譲与税を各区ごとに一定の方式で算定した額(基準財政収入額といいます)と、それぞれの区ごとに一定の水準の仕事をするためどれだけの経費が必要となるかを算定した額(基準財政需要額といいます)を比較し、基準財政収入額の方が多ければ、その差を普通交付金として交付される仕組みになっております。

このように仕事に必要な財源が不足する区には、その必要な財源を保障するなどにより、23区それぞれの財政力の格差を均等化しようとするとあります。また、それは特別区の自主性をそこなわない方法が必要であり、その意味で、区税及び自動車取得税交付金の15パーセント相当額は基準財政収入額に算入しないとか、前記の10パーセント相当額は人口配分などにより、区の自主的な財源とされています。